

第 14 回情報保全諮問会議 議事要旨

1 開催日時

令和 7 年 6 月 3 日（火）16 時 00 分から 16 時 37 分までの間

2 開催場所

総理大臣官邸 4 階・大会議室

3 出席者

（構成員）

老川祥一（座長）	読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆代理 国際担当（The Japan News 主筆） 読売新聞東京本社取締役論説委員長
神橋一彦	立教大学法学部教授
清水勉	日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員
住田裕子	弁護士
鳥海智絵	野村證券株式会社代表取締役副社長
永野秀雄（主査）	法政大学人間環境学部教授
野口貴公美	一橋大学副学長 一橋大学大学院法学研究科教授

（政府側）

石破茂	内閣総理大臣
城内実	国務大臣（特定秘密の保護に関する制度担当）
原和也	内閣情報官
七澤淳	内閣官房内閣情報調査室次長
山田好孝	内閣官房内閣情報調査室内閣審議官
岡素彦	内閣官房内閣情報調査室内閣審議官

4 配付資料

- （１）特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告の概要（案）
- （２）特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告（案）
- （３）有識者からの意見

5 議事内容

（１）石破内閣総理大臣挨拶要旨

○ 特定秘密保護法は適正な運用の確保が求められており、運用状況の立法府への報告や、有識者からの意見の聴取が制度化されている。安全保障に関する情報の保護のほか、情報公開や公文書管理など、様々な視点からの専門的知見を施策に反映することが求められており、忌憚のないご意見を頂戴したい。

- 防衛省における一連の不適正事案については、従前の対策が表層的なものではなかったかという問題意識の下、総合的な再発防止策を策定したものである。適性評価や保護措置を民間事業者に求めながら、政府側が遵守できていなかったという観点からも、深く反省すべきものと認識し、保全意識の一層の向上と厳格な業務管理に取り組んでまいり。
- 現下の複雑で厳しい安全保障情勢に対処するためには、情報の収集・分析・活用はもちろんのこと、その保全も極めて重要である。今般の教訓も踏まえ、特定秘密保護法や5月16日に施行された重要経済安保情報保護活用法を的確に運用してまいり。

(2) 老川座長挨拶要旨

- 陸海空の各自衛隊において、適性評価の未実施等の不適正事案が相当の人数にわたって発生していることは、極めて憂慮すべき状況である。
- 特定秘密保護法が、大変激しい議論を経て制定されてから、10年以上の月日が経過し、この10年間の間に秘密の保護や国家安全保障に関する、国民の理解が進んできた。それと反比例するかのように、制度を運用する政府側に緩みが生じているのであれば、大変由々しいことである。防衛省・自衛隊はもとより、政府全体として緊張感を高めていただかなくてはならない。
- 私どもも、昨年来、原因の分析あるいは対策の評価を継続して行い、必要な意見を述べてきた。各委員においては引き続きの協力をお願いするとともに、政府においては管理態勢の引き締め、そして有効な再発防止策の推進を強く要望する。

(3) 原情報官説明要旨

- 不適正事案の多発を踏まえ、本年の報告では、「制度の適正な運用の確保」を項目として独立させ、事案の概要その他関連の記述を記載し、皆様のご意見もこの項に記載している。
- 各委員から事前にいただいたご意見と本日のご発言の内容は、議事録に掲載する。
- 国会への報告と対外公表は、例年通り今月中旬頃を予定している。

(4) 各委員発言要旨

- 令和6年1月より通報窓口の処理対象事案が拡大されたことは、情報保全の観点から評価できる。他方で、行政機関内部における非違行為に関する通報については、昨年来問題となっている特定自治体内部における事案に端を発した公益通報制度を巡り、議論がなされているところ、職員が職場の人間関係や将来にわたる事実上の不利益を恐れ、通報をためらう可能性が懸念されている。当該自治体の事案は、本法における通報の制度と異なるが、行政組織における長期の混乱、関係者に及ぶ深刻な不利益が大々的に報じられ、公務員を含む社会に与えた心理的影響は少なからぬものがある。とりわけ、警察や自衛隊などの階級組織においては、かかる懸念が大きいとも考えられる。同年中に通報窓口で処理した件数は1件であった

が、今後とも通報制度の運用については、実態も含め注視することが必要である。

- 昨年、重要経済安保情報保護活用法の運用基準が策定される過程において議論されたが、適性評価の実施に同意しなかった職員について、業務上の配置で不利益が生じないように留意することは当然である。また、苦情申出の制度についても、苦情申出者の個別の状況にも留意しつつ、適切な運用が求められる点に留意が必要である。
- 昨年の国会報告において、行政文書の誤廃棄の事案が報告されており、その際に当該行政文書を利用する事務の一般的なプロセスに従って、管理の手順を改めて点検することが再発防止に資するのではないかと指摘したが、今年度も文書管理のプロセスの確認点検の必要性を改めて指摘させて頂く。とりわけ防衛省・自衛隊については、昨今色々と指摘されており、意見を述べたが、防衛省・自衛隊にとどまらず、各行政機関における業務の特性に合わせて引き続きリスクの分析チェックにご留意を頂きたい。
- 一般の方に見て頂く上で、報告書案の作り方が分かり易いのは非常に重要であり、非常に読みやすくなっている。表記の仕方を変えれば、省略するところが出てくるが、文字として説明していく以上、やむを得ないところがある。ただ、従来の説明が分かりにくかったことからすると分かりやすさを目指しているというのは非常に良いことである。
- 保存期間が経過した後の文書の廃棄の問題と国立公文書館への移管について従前意見してきたが、公文書管理法第8条が国会報告の資料編に引用されていない。第8条は保存期間満了後の行政文書ファイルの廃棄や国立公文書館への移管手続が書いてある。文書については生まれたところから終わるところまで、又は引き継ぐところまでのルールを書いておかないと分かりにくい、全文を引用する必要はないと思うが、第5条、第7条の他に第8条も今後は資料編に入れて頂ければと思う。
- 令和6年は内閣官房における指定件数が増加しているが、国際情勢・安全保障環境の劇的な変動の中で、予想された事態ではある。特に、同盟国・友好国の質的变化に対して、今後もセンシティブな対応が重要とみられる。今まで以上に緊張感を持った体制・対応をなされることを期待したい。
- 秘密保護法制の先進的取組みをしていたはずの米国において、重要機密に関わる高官協議を通信アプリで行い、そのチャットにメディア関係者を入っていたため情報が漏えいしたと報じられている。情報・通信技術の進展と一般化・簡易化は目覚ましいが、それを使用する人類は、進展に追いついていない。
- AIの積極的活用が叫ばれ、人口減少も進む中で、秘密保全体制においても迅速かつ確実に事務処理されることは望むべきであろうが、前提としてのシステム構築は慎重に進められる必要があると、ことにトラブル発生時にも備えた体制も整備しておくこと、結局、人力によることがあり得ることも、考慮しておくべきである。秘密保護の重要性は倫理問題にも繋がるゆえ、最終的には、人による管理が可能となる体制、そのための人材の教育の重要性は一層高まるはずである。
- 各議院の情報監視審査会で厳しい意見が出されたのは当然であるが、国

会からは「調査に必要な情報開示を避ける場面が目立つ」との指摘がある。このような場合に中立的な立場による判断や示唆をする調整メカニズムが必要ではないか。

- 令和6年中の定期検査では、表示漏れ及び所定外の様式使用による比較的軽微な2件と、「管理」簿冊の所在が不明となった不祥事案が発覚したが、いずれも先般の防衛省の漏えい問題を契機とする臨時検査にて発覚した事案の結果と比してさほど深刻なものではないと思われる。一方、その臨時検査においては、様々な態様の数多くの漏えい・不祥事案が発覚した。多くは、職員ではあるが、適性評価がなされていない者を特定秘密に接する機会や環境等に置いたというものである。今回のこのような数多くの不祥事案発覚について、そもそも定期検査自体がおざなりになっていたと指摘せざるを得ない。定期検査を実施する者において、問題意識、検査すべき項目についての知識や情報が欠落しており、重要な部分についての丁寧な検査がなされていなかったとみられる。本来は、検査のプロセスにおいて、対象である特定秘密の保全方法の確認と、それ自体の重要性を実施者と実施される対象者が相互に認識すべき機会もあったはずであるが、それが安易に表面的なもので終わっていたとみられる。検査は、職員に対する研修・教育の一環として機能すべきものでもあり、単なる、通り一遍の座学における研修だけでなく、このような検査過程も、重要性を感得・体得する機会としていただきたい。
- 5月に重要経済安保情報保護活用法が施行されたが、例えば、現在、特定秘密保護法の下で特定秘密を取り扱っている適合事業者の従業者には、新法の対象にもなる事業者、あるいは双方の適性評価の対象となりうる従業員の方もいる。両制度の関連性を企業に対して丁寧に説明するとともに、それぞれに関係省庁も異なることで、縦割りの混乱が生じたり、齟齬や抜け・漏れが生じたりということがないようにしっかりと連携した運用をしていただきたい。また、民間に要求しているレベルのことを官が守れないといったことがないようにお願いしたい。
- 通報窓口への通報が年間1件ということだが、少ないから良いということではない。引き続き、制度の周知を図っていくことと、通報者を徹底的に守り、心理的安全性を確保すること、それらのことを制度の運用者側に徹底することが重要である。スピークアップカルチャー、つまり何かおかしいと思ったら声を上げる、それに耳を傾けるというような組織風土の醸成にもつながっていくと良いのではないか。
- 令和6年中に通報窓口寄せられた通報の件数が1件であったというこの数字は通報制度が本当に機能しているのだろうかという疑問を感じざるを得ない数字のように思える。通報をためらう可能性への懸念などを考慮した上での通報制度の見直し、その運用の周知が必要となり、場合によっては従来の通報制度とは異なる形で、違反行為を未然に防ぐための情報や違反行為にすみやかに対処するための情報の収集が可能となる方策を検討していくことも必要ではないか。
- 令和7年中に予定されている運用基準の見直しは、5年を目処として行われるもので貴重な見直しの機会であり、拙速に事を運ぶことなく慎重に

議論を行い、しかるべき見直しを行う必要がある。運用基準の中には、法執行の継続性と安定性の担保のために従来の基準を踏襲維持すべきものも多数含まれているが、そのような維持すべき基準とこの見直しの機会に積極的に見直しを行うべき基準とを意識してメリハリのある議論を進めることが肝要である。通報制度に関する基準や適性評価の実施にまつわる基準などは個人的には後者であり、すなわち積極的に見直しを行うべき基準に含まれるものになるのではないかと考える。

- 重要経済安保情報保護活用法、同施行令及び運用基準については、特定秘密保護法制との整合性の取れた運用が求められている。また、令和7年中に特定秘密保護法の運用基準の見直しを行うことが予定されているため、政府は、情報保全諮問会議の構成員に対して、新制度の内容と特定秘密保護法との関係において、十分な説明を行った上で、これらに関して協議する機会を確保していただきたい。
- 今国会で成立した、いわゆる能動的サイバー防御に関する2つの法律については、例えばこれらに規定されている内閣サイバー官が特定秘密管理者になるのかなど、サイバー通信情報監理委員会やサイバー危害防止措置執行官と特定秘密保護法との関係等について、内閣官房の特定秘密保護法関連のホームページにおいて、国民にわかりやすい説明を掲載すべきである。
- 一連の防衛省の事案の中には、役所間の人事異動に伴う秘密取扱者の指定が漏れていたといったような、手続き上のミスもあれば、護衛艦の保全区域への立入り資格のような運用上の問題もみられる。人事選考にあたっては秘密保全の意義を徹底するだけではなくて、現場の業務実態と秘密取扱者の指定状況の間に齟齬が生じないように、要員配置の在り方を見直すといったようなことや再発防止策を多角的に検討する必要がある。他方で、報道の立場において、行政を監視し、時に非公開の事柄であっても取材して、世の中に報道することはジャーナリズムの使命である。特定秘密保護法第22条においても、この法律の適用に当たっては、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないと定められている。管理体制を引き締めることは急務であるが、そのことが法律の規定の趣旨を軽視するようなことにならないように、政府においては特段の配慮をお願いしたい。
- 防衛省・自衛隊に多くの厳しい意見が出ているが、特定秘密が現場で使いやすい状況になっているかどうかが重要である。秘密を扱える人は的確に扱え、秘密を扱えない人はアプローチができないようにするところは、仕事に支障がないようにしなければならない。規制を厳しくしていけば良いものでもない。例えば、艦船等における業務の場合、特定秘密を扱える人と扱えない人が同じ環境で仕事をしている時に、人がどのように動くのか、どのように情報を共有するか、あるいは分断するかということを抽象的にマニュアル化するのではなく、仕事をやりやすくする観点から、どういうマニュアルやルールにするのかを考える必要がある。また、逸脱行為については、上官によるチェックが必要であるが、上官が逸脱した場合、部下はそれを受け入れざるを得ないところもある。縦割りの組織の中で

は、上官への教育と、現場で使いやすくするということの両方を考えていただきたい。

- 重要経済安保情報保護活用法はこれから走り出すという状況にあり、特定秘密保護法との運用の整合性という観点で、法令やガイドライン等のルールベースの整合性があるが、あわせて運用の実態が蓄積をされると思われる。その蓄積を踏まえて、ルールだけではなく、実態をふくめた整合性が重要である。運用の実態は概ね1年くらいは見ていく必要があり、目配りしながら適宜この諮問会議とも情報共有して進めていただきたい。

(5) 原情報官発言要旨

- 重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保など、制度の運用一般に関するご意見については、個別に検討して、今後の施策に活かしてまいりたいと考えている。本年行う特定秘密保護法の運用基準の改正に際しても、ご相談をさせていただきたい。
- 不適正事案については、厳しいご意見について重く受け止め、管理体制の再点検や教育の見直し等、また本日いただいたご意見をしっかりと受け止め、徹底してまいりたい。報告書の構成や内容に関するご意見については、加筆修正を行い、案に反映させてまいりたい。

(6) 城内国務大臣挨拶要旨

- 私は、先月施行された重要経済安保情報保護活用法の担当大臣でもあり、その有識者会議には、神橋教授にも参画いただいているところ、改めて感謝申し上げる。新法の運用基準は、先行法規たる特定秘密保護法の運用状況を参考に作成されたものである。この会議での10年以上にわたる深いご議論が反映されたものであり、この点についても御礼申し上げる。
- この2つの秘密保護法制を整合的に運用していくのは当然のこと、公文書管理、情報公開、個人情報保護等の諸制度との関係を常に意識し、さらに、通報制度等についてもご意見があったが、官民の現場実務に適したさらなる改善策を講じていかなければならず、これは大変な重責だと感じた次第である。また、サイバーセキュリティの最新の知見も取り入れていく必要がある。
- 石破総理も申し上げたとおり、政府一体の安全保障政策を進める上でも、それに必要なインテリジェンスを、外国の信頼を勝ち得て入手するためにも、秘密の保全は重要である。私はこの法律が審議された際の衆院本会議、そして特別委員会でも質問を行い、その旨も指摘してきた次第である。今年は、運用基準の見直しもあり、今後ともご指導を仰ぐ場面が増えるので、引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

(以上)